

会 議 録

1 会議名

平成 29 年度上越市同和対策等審議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第 4 次人権総合計画実施計画について（公開）
- (2) その他（公開）

3 開催日時

平成 29 年 10 月 16 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

4 開催場所

上越市役所木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：寺田喜男（会長）、中戸正子（副会長）、荻原キミ子、宇賀田房代、
蓑輪富士子、渡邊秀明、金子幸二、小林晃彦、上野有紀、横山宣子、
佐藤睦子
- ・事務局：自治・市民環境部 笠原部長、共生まちづくり課 岡村課長、
福祉課 小林副課長、健康づくり推進課 田中統括保健師長、
高齢者支援課 福田副課長、こども課 内藤課長、
すこやかなくらし包括支援センター 小林副所長、
産業振興課 宮崎課長、学校教育課 青山管理指導主事、
社会教育課 小池課長、人権・同和対策室 渡邊室長 太田副室長

7 発言の内容

議題(1) 第 4 次人権総合計画実施計画について

資料 1 に基づき、渡邊人権・同和対策室長が説明

【中戸副会長】

- ・第 2 章第 1 節(4)の民間事業者に対する指導は大変なことだと思うが、特に混乱などはないか。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・担当の総務管理課からは特に難しいといった話は聞いていない。記載のとおり個人情

報保護法の改正についての周知を行ってきた。

【渡邊委員】

- ・第2章第1節(5)の本人通知制度について、県内では何市町村が対応しているのか。また、上越市の登録者比率の目標はどのくらいか。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・現在、県内で本人通知制度の導入をしている自治体は18ある。当市の現在（H29.9末日）の登録率が0.542%である。妙高市では最近1%になったと聞いている。目標ということではなく登録者数を増やしていきたい。

【渡邊委員】

- ・本人通知制度を導入している自治体数の報告があった。来年度から新潟市も導入するようなので、県全体での登録数は相当増えると思われる。また、登録率で見れば妙高市は1%を超えているが、行政職員が積極的に登録しているようである。上越市も職員の登録を増やすよう、頑張ってもらいたい。

【笠原自治・市民環境部長】

- ・昨年まで市職員の登録が少なかったため、今年は登録に向けて力を入れている。昨年に比べ登録者は100人以上増えている。今後は12月4日からの人権週間に合わせて、市の職員に対してもキャンペーンする。

【渡邊委員】

- ・身元調査について、県の調査で容認論が65.4%となっている。上越市の調査では容認論が30.9%で、身元調査はいけないことという理解が進んでいる。職員に本人通知制度の登録を促す際、この数値を周知すれば登録者も増えるのではないかと。
- ・第3章第1節1(1)の庁内関係課の連携で、6回の会議はどのような方向で話が進められているのか。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・平成26年、高田開府400年を迎えた際、作成した記念誌と総合博物館のハンドブック「花の高田」に、被差別部落の旧町名が載った古絵図を、部落差別解消に向けた啓発をせずに掲載した。これまで市では、古絵図を載せる場合には啓発を必ず載せていたが、失念した。これは人事異動等で職員の意識が薄れたものと認識している。そこで、古絵図等を所管する関係課が2か月に1回会議を開催している。所管する古絵図を全て確認しリストを作った。リストに基づいて、被差別部落の旧町名が載っている古絵図で明らかに地域が判別してお住いの皆様に影響があるものは出さない。影響を及ぼ

さないものについては、部落解放同盟と協議し、配慮しながら展示していくこととした。

【渡邊委員】

- ・ 来年開館する総合博物館の展示内容について博物館や人権・同和対策室と話をしているが、基本的には隠すのではないことになっている。改めて出せるものは出さないといけないことだと思う。その上で日頃どうするかについて内部で議論いただきたい。地域の人にどんな影響があるかが問題だが、私たちはできるだけ出したい。そういう前提で古絵図を出すことについて説明がなかったので質問した。方向としてはとにかく隠すのではないということで、そのことを確認いただければよい。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・ 総合博物館の展示に当たっても、古絵図をどうするかということはこの会議で議論した。結果として、古絵図を出そうということになり、部落解放同盟にお話しした。

【中戸副会長】

- ・ ちょっとした間違えで隠そうとするような方向になると、一步後退、二歩後退になるので、今の言葉を大切に、そういう方向で検討してほしいと思って聞いていた。

【寺田会長】

- ・ 第3章第2節2(3)の子どもの権利学習の文章が理解できなかったので説明してほしい。

【内藤こども課長】

- ・ 中学生のテキストは中学1年生だけが行っていたものを、今年度から3学年それぞれのカリキュラムが進む段階で勉強することに変えた。教育委員会の協力もあって義務教育の9年間、「子どもの権利」について勉強していただけるようになった。

【寺田会長】

- ・ 6月29日開催の「子どもの権利に関する職員研修会」が保育課とこども課に入っているが、課によって捉え方が違うのか。

【内藤こども課長】

- ・ こども課では保育職だけではなく一般職も含めた職員研修と捉えている。保育課では保育士の研修という意味で掲載している。研修会の中身は同じである。

【寺田会長】

- ・ 昨年の12月に部落差別解消推進法が施行されたが、市として職員や市民を対象に法律の周知・啓発、今後の取組の方向性をどうしていくのか。研修会などで少しずつ触れているが、法律の意義や課題、必要な取組をきちんと取り上げるという機会がない。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・法律については、広報上越や市ホームページで周知している。また、既に人権擁護委員の研修や公正採用選考に向けた企業研修会で説明しており、今年度は職員研修や市民セミナーでも周知・啓発する予定である。今後も職員研修や市民啓発事業の中で説明していきたい。

【寺田会長】

- ・まとめて法律の説明を聞く機会はかなり意図的でないとできないと思うので、機会があれば講話があったらよい。より多くの市民が参加できるスタンスがいいと思う。
- ・第3章第2節2(2)の学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進は、具体的にどんな中身を考えているのか。また、評価の根拠は何か。

【青山学校教育課管理指導主事】

- ・幼稚園も学校運営協議会を持ち、人権教育、同和教育に係るテーマを話題としたことから記載した。今年度、高田幼稚園の協議会で実施したということでAと評価した。

【寺田会長】

- ・第3章第3節(2)の小中学生の学習会について、子どもたちは一生懸命取り組んでいるので、指導者を増やす考えはないか。

【小池社会教育課長】

- ・指導者については、部落差別解消推進法の趣旨も踏まえ、今後いろいろな形で教育の方法も増やしていくことを考えている。また、学校教育とも連携していく。

【寺田会長】

- ・第4章第2節(4)の地域・保護者への啓発で、リーフレットの配布で反応はあったのか。

【青山学校教育課指導主事】

- ・白黒のA3二つ折りのリーフレットを配布した。内容は発達障害の正しい理解と適切な支援について理解を促すもので、障害者差別解消法に基づくインクルーシブ教育の構築が背景にある。合理的な配慮ができるように保護者から声を上げてもらう。また、子どもの困りに寄り添いたいということで配った。資料を配布したことで、学校現場で話が進めやすくなったと聞いている。

【寺田会長】

- ・第4章第3節(1)イの福祉有償運送事業で、去年の評価に移動手段の確保を支援したとあるが、今年は移動手段の確保をすると書いてある。支援を止めるということは、市が自ら移動手段の確保に乗り出したのか。

【小林福祉課副課長】

- ・福祉有償運送は市内の事業所が行っている。障害のある方の移動を支援している。移動手段を市が直接確保する方法に変えたのではなく、これまでどおり実施している。

【寺田会長】

- ・第5章第5節(1)の特別保育事業の充実で、オーレンプラザこどもセンターや子育てジョイカード事業はあるが、平成28年度にあったファミリーヘルプ保育園やファミリーサポートセンター事業はないが、他に移ったのか。

【内藤こども課長】

- ・平成27年度にこども課が保育課とこども課に分かれ、事業も分担した。ファミリーヘルプ保育園事業は保育課で実施しているが、一時預かり事業に含めている。ファミリーサポートセンター事業はこども課で引き続き実施している。こども課が担当する一時預かり事業をオーレンプラザのこどもセンターに開設したため、あえて触れた。子育てジョイカード事業も地域で子どもを支えるということで掲載している。

【上野委員】

- ・第5章第3節(2)の女性登用率の向上の評価がCとなっている。市の現況値は28.7%、県の現況値は昨年度38.5%。市は県と比べて数字が低い。政策決定の過程に女性が参画する重要性は十分に分かっている中で登用率が向上しない。クォータ制と書かれているが実際にどのように取り組んでいるのか。

【岡村共生まちづくり課長】

- ・市が委員を選任できるものと公募・公選で手を挙げていただかなければいけないものがある。残念ながら公募・公選で選ばれる審議会・地域協議会等については一定数の割り当てができないため、比率が下がっている状況である。

【上野委員】

- ・状況は良くわかった。公募制のところでクォータ制を導入しているということか。

【岡村共生まちづくり課長】

- ・公募は、市の方針で女性は何人という形には決められないので、市が選任する審議会に関してはクォータ制を導入し、半数を目標として女性の委員を登用している。

【上野委員】

- ・公募委員で、例えば同じような評定で男性と女性がいた場合、女性の登用率を上げるために女性を優先して委員に登用することは行ってはいないということか。そもそも応募する女性が少ないので、(1)の公募委員への応募促進でセミナーなどを開催しながら

ら人材発掘をしていくということか。

【岡村共生まちづくり課長】

- ・できるだけ女性が手を挙げられるように、環境整備や意識を高めることに取り組んでいる状況である。

【中戸副会長】

- ・公募する段階でどうにかできないのか。市議会議員もできないのかと話をしていたので、今の説明を聞いて行政が一步引いた感じがした。地域協議会は知り合いの中で決めて公選に至らないということも聞いている。もう一度考える機会があればうれしい。
- ・第5章第3節(1)の公募委員への応募促進に記載している女性のスキルアップのための講座と第5章第2節(1)の市民・企業等への男女共同参画の意識啓発の講座の内容はどのようなになっているのか。

【岡村共生まちづくり課長】

- ・企業を相手にするものと女性のスキルアップのための講座とは内容が異なる。センター講座は毎年テーマを決めて取り組んでおり、男女共同参画の基本計画の施策の方向に基づいた講座をそれぞれ行っている。

【中戸副会長】

- ・この書き方だと、同じ講座を違う目的で使っているとしか読み取れなかった。参加人数まで同じなので確認した。講座を開催するなら、参加人数は少なくともよいので、きちんと目的に合った内容を希望する人たちに提案してほしい。

【佐藤委員】

- ・第6章第1節1(1)には職員採用試験で国籍要件を設けていないとある。第4次人権総合計画になって新たに記述されたが、日本人と同じ問題の採用試験だったのか。
- ・第6章第2節2の就学前教育等に対する人権教育・啓発の推進で、外国人の子どもたちの人権でいろいろな問題が出ているが、どれを重点的に啓発しているのか。
- ・第6章第2節(2)アについて、ALTによる授業だけが文化理解の促進ということではない。支援が必要な外国人についての視点も取り入れてほしい。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・市では、平成7年度の採用から専門職の国籍要件を廃止し、平成20年度採用から全ての職について国籍要件を廃止している。また、一定の範囲で昇任や異動で制限はかかるが、それ以外については日本国籍と同じように対応している。

【佐藤委員】

- ・両親が外国籍で自分も外国籍で受験という形が増えていると思う。上越市では今のところ、そのような外国人の受験はないか。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・正職員ではないが、非常勤職員では採用している。

【寺田会長】

- ・選考検査は日本語で全部平等か。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・日本語で実施している。

【青山学校教育課管理指導主事】

- ・保護者啓発については、必要に迫られた実際の事業内容で、入園した外国籍の子どもの保護者に教育制度・文化を理解いただきながら、その子にとって具体的に何を支援したらよいか話し合いを持ち、年長になると小学校への入学を見通して生活習慣や日本の教育制度についての理解を促しながら、保護者とともに共通理解を図り、職員と保護者がその子の育ちに最適な状態を作るという取組を行っている。
- ・外国人市民の具体的な交流でご指摘をいただいた。現在、市のALTは4か国限定だが、外国人市民とすると幅が広がる。意見を踏まえて生かしていきたい。

【佐藤委員】

- ・外国人が学校に転入した場合と日本人が転入・外国で帰国子女が転入した場合は少し違うと思うことがあるので、そちらも配慮してほしい。

【寺田会長】

- ・第6章第2節2(1)イの保護者への啓発活動の充実については、保育課の事業計画では保護者への趣旨説明の充実と書いてあるが、実施状況は上の事業の記述と同じである。保護者への趣旨説明をしなかったのであれば評価Aとはならないのではないか。

【渡邊人権・同和対策室長】

- ・担当課に確認して回答する。【担当課に確認した結果、計画どおりに保護者への趣旨説明を実施していることから、実施状況にその旨を追記し、評価はそのままとする。】

【中戸副会長】

- ・第7章第4節(6)の認知症初期集中支援チームの設置で、今年は認知症サポーター養成を2,000人予定しているのに対して、現状618人であるが、どう分析しているのか。計画では今年度2,000人で前年度から300人減らしている。集まらないから減らしたのか、必要がないから減らしたのか、状況を確認したい。

【福田高齢者支援課副課長】

- ・認知症サポーター養成講座は平成 19 年度から始め、現在、延べ約 15,000 人から登録いただいているが、参加者が計画をやや下回った状況にある。講座は日中の時間帯での開催が多く、参加される年代は高齢者が多い。今後、働く世代にも参加を呼びかけてサポーターの拡大に引き続き努めていきたい。

【宇賀田委員】

- ・第 7 章第 4 節(1)の地域包括支援センターの相談は 17,660 件。しかし、センターの専門員は浦川原区に 1 人しかいないので、センターの基盤拡充を考えてほしい。

【福田高齢者支援課副課長】

- ・地域包括支援センターは現在 19 ある。来年度はセンターの機能強化を進めつつ、11 にして、地域も改めて再配置する予定である。本来包括の基本は、1 型包括といわれる保健師と主任ケアマネージャー、社会福祉士の 3 職種の配置である。現状ではごく一部しかない。来年度から市の全エリアに配置し機能強化を図る。浦川原区は東頸の 4 地域自治区を一つのエリアとして 1 型包括を配置する。エリア全体を 3 人の専門職が相談、支援活動を含めて地域包括ケアを進めていく計画である。エリア内で 1 型包括のない地域には、サテライトで相談員を置きたいと考えている。

【宇賀田委員】

- ・浦川原・大島・安塚・牧で 1 型になる。範囲がかなり広く、職員の活動状況がハードになると思うので、少しエリアを縮めて考えてもらいたい。

【福田高齢者支援課副課長】

- ・今選定した事業所では浦川原区に拠点を置くことになっている。他の 3 地域自治区には包括の拠点が無いので、包括支援センターのサテライト事務所を置き、社会福祉士 1 人を配置して初動対応し、継続して支援するケースは拠点の 3 職種と分担することで今以上にサービスを向上させていきたい。

【寺田会長】

- ・第 8 章第 3 節(2)のキャリア教育における職場体験等の実施では、子どもの人権の確保という視点からの記述も必要ではないか。人権の確保という立場からキャリア教育の意義をどう考えているか。

【青山学校教育課管理指導主事】

- ・人権感覚を養う学習の一環としての位置付けがあるので、単に体験学習をしたということではなく、働くことを通して人と人が関わることで子どもたちの学びがあったと

いう表記をすることが妥当だと思う。

【寺田会長】

- ・同じことが第8章第3節(3)の謙信KIDSプロジェクトについても言える。

【小林委員】

- ・第8章第1節(16)の性同一障害に係る児童・生徒への適切な対応で、LGBTについて文部科学省や県から出ている資料に基づいて学校も少しずつ勉強している。当校は四百数十人規模の学校で対象の生徒が10人くらいはいるのではないかと注意深く見ているが、把握しきれていない。実際かなり力を入れて実態把握しながら対応していく必要がある。市職員の人権課題研修に参加した程度ではなく、学校への積極的な働きかけが必要である。
- ・第8章第2節(3)の人権に関する講演等への講師の派遣について、事業規模に差はあるが、参加人数が少なく寂しい状況である。有意義な内容なので、市PTA連合会や学校に働きかけてはどうか。

【小池社会教育課長】

- ・講話会については開催の広報を教職員が窓口になり、青少年育成会議や民生委員に協力いただきながら対処していく。市PTA連合会とも関わりがあるので、今後、何らかの形で広げるように努めていく。

【中戸副会長】

- ・性同一性障害にかかる児童生徒の問題で、接する指導者、教員、保護者とか大人に対する取組が出てきているが、市の小中学校の性教育の現状はどうなのかという気がしている。直接子どもたちへの配慮は当然のこと、生徒全体に対して性同一性障害を上手に理解させるという必要性を感じる。そのことも学校教育の中で考えてほしい。

【青山学校教育課管理指導主事】

- ・貴重なご意見やご指摘をいただき、感謝する。

議題(2) その他

太田人権・同和対策室副室長が、今後実施する人権啓発事業について説明。

8 問合せ先

自治・市民環境部 共生まちづくり課 人権・同和対策室

TEL : 025-526-5111 (内線 1442、1832) E-mail : jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。